

平成26年3月農業委員会定例会議事録

召集年月日
召集場所
出席者

平成26年3月10日(月)
西伯郡伯耆町溝口647番地 伯耆町役場溝口分庁舎議場
委員24名
事務局2名

1 開会宣告 事務局	午前9時30分 これより平成26年度第12回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	雪の降る中、早朝より出席していただきありがとうございます。 農業情勢がどうなるのか、まったく先のわからない状況が続いております。農業 共済も合併して県下1つの団体になる予定ですし、農業委員会もどうなるかわか りませんが、これからもご協力をお願いします。 これからまた忙しい時期になりますますが身体に気をつけていただきますようお願い します。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、15番 小西委員・16番 影山委員にお願いします。
4 議事	
谷口議長	議事に入ります。
	【報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第23号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 鳥取県発注の河川工事に係る工事用道路の一時転用の報告です。
仲村委員	この一時転用は河床掘削工事に伴う仮設道路の設置であります。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	①について届出内容の朗読。
谷口議長	①について地元委員の中村委員に説明をお願いします。
中村委員	譲受人の田の前が譲渡人の田であり、息子さんが退職された後に農業をがんば るといふことで、今回売買の申請をするものですので承認をお願いします。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
事務局	②について届出内容の朗読。
谷口議長	②について地元委員の中村委員に説明をお願いします。
中村委員	①と同じ内容ですので承認をお願いします。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
谷口議長	③については私の担当ですので議長を交代します。 (議長交代)
深田議長	③について地元委員の谷口委員に説明をお願いします。
谷口委員	この農地は譲受人の家の近くであり、譲渡人が高齢のため農作業ができないの で作ってもらえないだろうかということで、今回売買の申請をされたものですので 承認をお願いします。
深田議長	この件について、他に意見・ご質問はありますか。
深田議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
	(議長交代)

	【議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
谷口議長	地元委員の堀尾委員に説明をお願いします。
堀尾委員	3月2日に美甘委員と現地確認を行いました。 現地は団地の近くであり、団地が造成された40年ぐらい前から耕作がされていない土地で、今回家を建てたいということで転用の申請がありました。 周辺に農地はなく問題はないと思われまますので承認をお願いします。
谷口議長	美甘委員、補足説明をお願いします。
美甘委員	先ほど堀尾委員から説明があったとおり問題はないと思われまますので承認をお願いします。
谷口議長	この件について、他に意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
	【議案第31号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請内容の朗読。
谷口議長	地元委員の仲村委員に説明をお願いします。
仲村委員	3月8日に田中委員と現地確認を行いました。 現地は圃場整備のされていない農地であり、昭和50年ごろから耕作されておらず、現在は山林の一部となり道もわからない状態です。 農地としての復元は難しく、また周辺の農地に対しては何の影響もありませんので承認をお願いします。
谷口議長	田中委員、補足説明をお願いします。
田中委員	先ほど仲村委員から説明があったとおりですが、現地は田であったのかどうかかわからないような状態であり、問題はないと思われまますので承認をお願いします。
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
	【議案第32号 とっとり伝統農地の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請内容の朗読。 今回、とっとり伝統農地の候補地として一覧表に記載してある農地を登録するのにふさわしいかどうかを審議していただき、承認されれば承認されたことを農業会議に進達します。承認された農地の中から、それぞれの団体から申請書を提出していただき登録するものです。
谷口議長	とっとり伝統農地とは、生産や景観、福祉、文化など農地固有の伝統的価値観を登録・公表し、これらの農地の機能的価値を再認識するとともに、共有財産として次の世代に継承していくため、登録するのにふさわしい農地を募集するもので
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
井上委員	とっとり伝統農地に登録されると転用や売買するにあたっての規制などの拘束力が発生するのか。
事務局	法的拘束力はないので、売買や転用には影響ありません。
小西委員	今回は案ということになっているが、申請書はまた別にあるのか。
事務局	今回、承認された中から申請があったものについて、審議され登録されるので、承認されなければ申請書を提出することができない。申請しても良い農地かどうかを審議していただくので案となっています。
遠藤委員	登録されることによって何かメリットはあるのか。
事務局	今のところ補助金の対象になったりというようなメリットはないが、伝統農地としての広報による宣伝は行われる。
谷口議長	この件について、他に意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)

	【議案第33号 農用地利用集積計画の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全76件の計画であり、田は3年未満が5,583㎡、3年以上6年未満が205,269㎡、6年以上10年未満が2,023㎡、10年以上が4,479㎡で、合計は217,354㎡でございます。 畑は3年以上6年未満が19,952㎡、10年以上が3,011㎡で、合計は22,963㎡でございます。 新規契約24件、更新が52件であり、賃借権は54件、使用貸借権は22件です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
谷口議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
谷口議長	無いようですので、承認してよろしいでしょうか。
	承認(全員異議なく承認される)
6 その他	
谷口議長	その他、何か意見等ございますか。
谷口議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。
	次回の定例会は、4月10日(木)午前9時30分から開催します。
7 閉会	午前10時30分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

15番 小西憲昭

16番 影山忠嗣